

総合運動公園駅照明設備他改修工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市須磨区緑台
- ・工 種 電気一般
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和4年12月28日から令和5年8月31日

◆変更契約の概要（第1回変更）

- ・変更契約日 令和5年8月18日
- ・契約金額（税込）

変更前	56,697,300円
変更額	1,045,000円
変更後	57,742,300円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市灘区備後町2-2-4
星野電工（株）
代表取締役 古志 博通

◆備考

契約変更理由書

神戸市交通局

工 事 名	総合運動公園駅照明設備他改修工事
<p>契約変更の概要</p> <p>(1)照明器具配置の設計図と現地での仕様・数量相違による器具仕様変更及び台数増減。 (2)更新照明器具増に伴う配線更新追加。 (3)仮眠室のコンセント新設追加。 (4)分電盤室1の天井ボード撤去・復旧。 (5)壁貫通の取止め。 (6)照明器具配線の一部につき、配線撤去不可のため、配線更新取り止め。 (7)屋上階安定器収納盤の内部ブレーカー撤去。 (8)高天井照明の配線仕様変更。 (9)配線系統につき、設計図と現地の相違による配線更新等追加。 (10)照明ポール内のカットアウトスイッチの更新追加。 (11)売店電源ケーブル用の配管取り止め。 (12)臨時プラットホーム下の配管配線等の更新・撤去の追加(サイン・自火報・コンセント用)。 (13)照明器具 Hj101WP 用の PB 新設を追加。</p>	
<p>契約変更の理由</p> <p>(1), (2), (6), (9)施工前現地調査の結果による。 (3)既設照明器具がコンセント付きであるが、同等照明器具が無くコンセントを新設する必要があったため。 (4)既設天井点検口では、天井裏の配線更新が出来ないことが判明したため。 (5)施工前現地調査の結果により、貫通せずとも配線可能であることが判明したため。 (7)照明器具 LED 化により盤内ブレーカーが不要となったため。 (8)施工性向上のため。 (10), (12)施工前現地調査の結果により、当該機器等の老朽化が顕著であることが判明したため。 (11)施工前現地調査の結果により、既設ケーブルラックを利用した別ルートでの配線が可能であることが判明したため。 (13)既設器具と新設器具の形状相違のため、PBが必要であったため。</p>	